

茨木市地域包括支援センター  
の整備について

茨木市

## 茨木市地域包括支援センターの整備について

### 1 目的

国は、2015年（平成27）年度施行の改正介護保険法において、地域包括ケアシステムの構築は重要施策であり、2025（令和7）年に向けた構築が急がれています。

そこで、本市は、地域包括ケアシステムを推進する中心的な役割を担う地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）を拡充し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、きめ細やかな相談支援体制の整備を行うものです。

### 2 方針

整備にあたっては、以下の項目に留意します。

- (1) 包括センターを、高齢者人口が1エリア5,000人程度として、14エリア毎に設置します。
- (2) 包括センターは、委託方式により設置します。  
より多様な法人の参入を促すため、原則、公募での選考とします。  
(なお、14エリアのうち、5エリアは平成30年度に公募での選考を既に実施済。令和2年度以降、未実施の9エリアについて、順次、公募での選考を予定。)
- (3) 整備を進めるにあたり上記の事項並びに計画的な整備が著しく困難な事項等が発生した場合は、その内容について地域包括支援センター運営協議会に報告し委員の意見を聞くものとします。

### 3 包括センターの形態及び業務等

包括センターは、エリア型と圏域型の2種類の形態とします。

#### (1) エリア型

エリア型とは、担当エリア内に包括センター事務所を単独で開設する形態をいいます。担当エリアにおいて包括センター基本業務を行います。

#### (2) 圏域型

圏域型とは、(仮称)地区保健福祉センター内に包括センター事務所を配置する形態をいいます。

担当エリアでの包括センター基本業務に加え、地区センターに配置した他の専門職・機関（市保健師、CSW、障害者相談支援センター等）と連携しながら、圏域内の他のエリア型包括センターとの合同研修の企画、圏域情報の収集と共有や現状分析から地域課題を抽出する等の取りまとめの役割を担います。

#### 4 募集エリア

包括センターの運営法人は、エリアごとに公募し、公平・中立で適切な運営が確保される法人を選定します。令和2年度に公募するエリアは下表のとおりです。

##### ・エリア型

圏域	エリア	小学校区	住所
東	太田・西河原	太田	太田一丁目～三丁目、花園一丁目・二丁目、高田町、十日市町3番、東太田二丁目～四丁目、太田東芝町、東太田一丁目4番～6番{ただし、5番101～822号(サニーハウスは除く)}
		西河原	西太田町(ただし、34番5号は除く)、西河原北町、五日市一丁目1・2番、城の前町、西河原三丁目、南耳原一丁目1番、南耳原二丁目1～6番

##### ・圏域型

圏域	エリア	小学校区	住所
東	三島・庄栄	三島	三島町、三島丘一・二丁目、総持寺一丁目、総持寺二丁目(ただし、1番1号～5号及び25号は除く)、西河原一・二丁目、三咲町、総持寺駅前町15番(10～23号・201～404号)
		庄栄	庄一丁目・二丁目、中総持寺町、総持寺駅前町(ただし、15番10～23号・201～404号は除く) 総持寺二丁目1番1号～5号及び25号、橋の内二丁目7番1～20-101～508(オークタウン東茨木)・8番101～815号(イトーピア茨木)

## 5 人員体制

### (1) 基本配置

職種		経過措置を含めた取り扱い
保健師等	常勤かつ地域包括支援センター業務に専従	<p>① 保健師</p> <p>② ①に準ずる者として、経験のある看護師（「経験とは、地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期の経験の趣旨ではない」） 但し、准看護師は不可とする。</p> <p>③ 上記②かつ、高齢者に関する公衆衛生業務を1年以上有する者とする。</p> <p>なお、「地域ケア、地域保健及び高齢者に関する公衆衛生業務」の経験とは、地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し、疾病の予防、健康維持・増進につながる業務経験とする。</p> <p>詳細については、令和元年度第3回茨木市地域包括支援センター運営協議会の「資料2 地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について」を参照すること。</p>
社会福祉士		<p>① 社会福祉士</p> <p>② ①に準ずる者※として、福祉事務所の現業員等（福祉事務所の査察指導員を含む）の業務経験が5年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ ①に準ずる者として、介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p>
主任介護支援専門員		<p>① 主任介護支援専門員</p> <p>② ①に準ずる者※として、「ケアマネジメントリーダー研修」を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p>

**【配置数】**

基本配置 担当エリアの第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満までは、3職種各1人の配置。第1号被保険者数が6,000以上の場合は概ね2,000人につき1名を配置する。この場合、保健師その他これに準ずる者を優先的に配置。

追加配置 基本配置に加えて、事務職（介護支援専門員）を1人配置。

**※【準ずる者の考え方】**

- ・ 原則として、準ずる者の配置をしないこと。やむを得ず、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者を配置する場合でも、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。（将来的にとは年度内を想定）

**【常勤・専任の考え方】**

- ・ 包括センター以外の業務との兼務は認めません。
- ・ 包括センターが法人内の組織に属している場合などで、センター職員に課長や主幹などの役職が付いており、包括センター以外の業務を兼務している場合などは不可です。

**【その他】**

- ・ 上記配置職員の内から1名をセンター長（介護予防支援事業所管理者を兼ねる）に充てること。

**(2) エリアごとの三職種規定数**

エリア	太田・西河原	三島・庄栄
基本配置	3	3

※ 高齢者人口により変動します。

## 6 公募参加資格（案）

### ・エリア型

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 応募するエリア内に地域包括支援センターを設置し、運営できること。
- (2) 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないこと(指定介護予防支援事業者として指定してはならない基準)。
- (3) 応募法人及び役員が、過去5年以内に介護保険サービス等に関し不正または著しい不当な行為をした者でないこと。
- (4) 申込日において、介護保険法上の勧告を受けている場合、当該勧告にかかる改善が完了していること。また、申込日において、介護保険法上の改善命令を受けている場合、当該命令に対する改善が完了していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと(入札参加資格)。
- (6) 茨木市の物品、建設工事、測量・建設コンサルタントその他の入札参加資格申請書を提出し、入札参加資格名簿に登載されていること。  
ただし、未登録者は「7 入札資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (7) 法人であること。ただし、共同事業体としての応募は不可とする。
- (8) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (9) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 公租公課を滞納していないこと。
- (11) 宗教活動及び政治活動を目的とした団体でないこと。
- (12) 法人、代表者、役員及び従業員が暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および茨木市暴力団排除条例施行規則第3条に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しないこと。  
※茨木市が役員等に係る名簿等を大阪府茨木警察署長又は大阪府警察本部に提供する場合がある。
- (13) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)もしくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止または茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(昭和62年7月1日実施)に基づく指名除外の期間でないこと。
- (14) 令和2年〇月〇日(〇)に開催する公募説明会に出席すること。
- (15) 過去3年間(平成29年～令和元年度)において、以下に示すいずれかの事業所としての業務実績を有すること。
  - ア 地域包括支援センター運営業務受託実績(茨木市又は他の大阪府内市町村も可)
  - イ 介護保険に関する事業実績(茨木市内)
  - ウ 保健・医療・福祉分野の相談実績(茨木市内)

・圏域型

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 市が指定する施設内に地域包括支援センターを設置し、運営できること。

～中略～

(15) 過去3年間（平成29年～令和元年度）において、事業所としての地域包括支援センター運營業務受託実績（茨木市内）を有すること。

※市が指定する設置場所の状況

（仮称）地区保健福祉センター	
所在地	茨木市西河原二丁目17番4号
センター設置予定場所	1階事務室
利便性	近鉄バス「東和苑住宅」「三島丘住宅前」行き 「疣水神社前」バス停下車徒歩3分
併設状況	西河原多世代交流センター、民間デイサービスセンター

## 7 運営法人選定スケジュール（案）

日程	内容
令和2年7月	地域包括支援センター運営協議会 7月 公募参加資格(案)、公募エリアの報告
令和2年7月～8月	審査基準等の決定(プロポーザル選定会議)
令和2年9月	中旬 説明会の開催 参加の受付、参加資格の審査、審査結果の通知
令和2年10月	中旬 第1次審査 下旬 第2次審査
令和2年11月	上旬 候補者の決定
令和2年12月	地域包括支援センター運営協議会(承認)
令和3年2月	地域包括支援センター運営協議会(事業所の指定)

## 8 センター開設スケジュール（案）

日程	内容
令和2年12月中旬	契約締結
令和3年1月中旬	地域包括支援センター設置届
令和3年3月上旬	職員配置
	開設準備
	センター従事者予定研修
	地域包括支援センターシステム研修
	既存のセンターにおいて事務引継
	利用者引継開始
令和3年3月中旬・下旬	地域の支援者、関係機関への挨拶、周知活動
令和3年4月～	1日から開設（業務開始）